

# インドにおける関税制度の概要

(2022年11月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地会計事務所 Grant Thornton Bharat LLP に作成委託し、2022年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Grant Thornton Bharat LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Grant Thornton Bharat LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ニューデリー事務所  
E-mail：IND@jetro.go.jp

**JETRO**

## 目次

1. 関税の概要.....	1
2. 関税の賦課.....	2
3. 課税対象 .....	2
4. 関税法における各種税金 .....	3
5. 物品の分類.....	5
6. 1975年関税率法の通則 .....	6
7. 評価方法 .....	7
8. 調査・評価 (Assesment) .....	8
9. 監査 (Audit) .....	10
10. 事前裁定 (Advance Ruling) .....	11
11. 関税法における制度.....	12

## インドにおける関税制度の概要

**関税の概要** 本報告書では、インドにおける関税の概要を解説する。1962 年関税法 (Customs Act, 1962) および関連規則により、インドへの物品の輸入およびインドからの輸出に関する課税が規定されている。輸出入業者は、必要な申告書や書類を保持し、定められた手続きと評価方法を遵守する必要がある。さらに、輸出入業者は、担当官 (proper officer) よりさまざまな調査・評価 (Assessment) を受けるが、事前裁定制度 (Advance Ruling) を通じて、将来、税務紛争につながる取引に対して事前に裁定を受けることができる。

### 関税の概要

1. 関税は、1962 年に制定された 1962 年関税法の下で課される。1962 年関税法第 2 条 (15) によると、「関税」とは、この法律の下で課される税金を意味し、この法律はインド全土に適用される。同法に加え、関連する法律や規則として、以下のようなものがある。
  - a. 関税の税率を定めた、1975 年関税率法 (Customs Tariff Act, 1975)
  - b. 輸入品の評価方法に焦点を当てた、2007 年関税評価規則 (輸入製品の価格評価) (Customs Valuation (Determination of value of Imported goods) Rules, 2007)
  - c. 輸出品の評価方法に焦点を当てた、2007 年関税評価規則 (輸出製品の価格評価) (Customs Valuation (Determination of value of export goods) Rules, 2007)
  - d. 輸出入業者が特定の状況において事前に裁定を得ることができる、2021 年税関事前裁定規制 (Customs Authority for Advance Rulings Regulations, 2021)
  - e. 関税の監査に関する、2018 年税関監査規制 (Customs Audit Regulations, 2018)
2. 1962 年関税法の主な目的は以下のとおりである。
  - a. 関税の賦課と徴収
  - b. 輸出入の規制
  - c. 国内産業の保護

- d. 密輸の防止
- e. 外貨の管理など

## 関税の賦課

- 3. 1962 年関税法第 12 条に基づき、インドへ輸入される物品およびインドから輸出される物品には、1975 年関税率法第 1 別表および同法第 2 別表に定められた税率で関税が課される。
- 4. ただし、関税の賦課に関してほかに特別な規定があり、以下がその例である。
  - a. 盗品-輸入品が荷揚げされた後、通関して国内消費される前、または担当官（proper officer）によって保税倉庫に預けられる前に盗難にあった場合、1962 年関税法第 13 条に基づき、関税の支払いが免除される。ただし、盗難にあった後、その物品が輸入者のもとに戻された場合には、この免税措置は適用されない。
  - b. 損傷/劣化した物品-1962 年関税法第 22 条は、損傷または劣化した物品に対する関税の軽減を規定している。損傷または劣化した物品は、適切な担当官（proper officer）によって評価される。または、担当官（proper officer）は、競売、入札、または所有者の同意を得てほかの方法で売却することができ、売却総額は、当該物品の価額とみなされる。
  - c. 破壊/放棄された物品-1962 年関税法第 23 条に基づき、通関して国内消費される前に、紛失または破壊された物品には関税が課されない。

## 課税対象

- 5. 1962 年関税法第 12 条に基づき、インドへの輸入やインドからの輸出があると、あらゆる物品が関税の対象となる。
  - a. 輸入とは、インド国外からインドに持ち込むことをいう（1962 年関税法第 2 条（23））。
  - b. 輸出とは、インド国外へ持ち出すことをいう（1962 年関税法第 2 条（18））。

- c. 「インド」にはインドの関税水域（the customs water）が含まれる（1962 年関税法第 2 条（28））。

### 関税法における各種税金

基本関税 (Basic Customs Duty : BCD)	基本関税とは、1962 年関税法第 12 条に基づき、1975 年関税率法第 2 条による税率で貨物の価額に対して課される関税である。税率は、第 1 別表（物品の輸入にかかる関税率）および第 2 別表（物品の輸出にかかる関税率）で規定されている。中央政府は、1962 年関税法第 25 条に基づき、あらゆる物品に対する関税を免除する権利を有する。
社会福祉課徴金 (Social Welfare Surcharge : SWS)	SWS は、教育、健康、社会保障の財源を賄うという政府の公約を果たす目的で、課税、徴収されている。SWS は基本関税（BCD）に対して一定の割合で課税され、物品の輸入時に課される。
統合物品サービス税 (Integrated Goods & Service Tax : IGST)	輸入品と国内調達物品を同等に扱うため、1975 年関税率法第 3 条（7）に基づき、40%を超えない範囲で IGST が課される。
補償目的税 (Compensation Cess : CC)	GST 施行による州の税収減を補填するために設けられた目的税。マサラ・タバコ・自動車・燃料などに課される。
相殺関税 (Countervailing Duty : CVD)	インドに輸入される物品に対して、インド国内で生産、製造された同種の物品に課される物品税（excise duty）と同等の相殺関税が課される。
特別相殺関税 (Special CVD)	サービス税、付加価値税、その他の国内税の観点から、輸入品を同等に扱うために、特別相殺関税が輸入品に課される。輸入品をインド国内で生産、製造された商品と同等に扱うために課されるものであり、インドにおける公正な貿易と競争慣行が促進される。
保護関税 (Protective Duty)	1975 年関税率法第 6 条に基づき、地場産業保護の観点から、中央政府に保護関税を課す権限を与えている。保護関税を課さない場合に、安価な輸入品が市場に溢れ、地場産業の魅力がなくなること防ぐためである。保護関税は、同法第 7 条（1）に基づき、第 1 別表で指定された日付まで有効である。
セーフガード税 (Safeguard Duty)	インドの国内産業に深刻な損害を与えないために、また、特定の物品の輸入量の増加を抑制するために、セーフガード税が課され

	る。これは国内産業が被った損失に基づいて計算される。
反補助金税 (Anti-Subsidy Duty : ASD)	補助金が伴う輸入品の国内市場への影響を緩和し、公正な競争を担保するために ASD が課される。1975 年関税率法第 9 条に基づく ASD は、インドに輸入される物品の製造、生産、輸出に対して、国や地域が直接的または間接的に補助金を支払った場合に課されるものである。
アンチダンピング税 (Anti-Dumping Duty : ADD)	輸出者または生産者が、ある国または地域から、通常の価格よりも低い価格で物品をインドへ輸出した場合、1975 年関税率法第 9A 条に基づき、輸入の際に中央政府により当該物品に関してダンピング・マージンを超えない範囲で ADD が課される。

### 各種税金の課税標準

項目	金額	課税標準
取引価格 (Transaction value) または政府に通知された関税額 (Tariff value) (TV)	xxx	
加算：基本関税 (保護関税含む) (BCD)	xxx	TV
加算：相殺関税 (CVD)	xxx	TV + BCD
加算：社会福祉課徴金 (SWS)	xxx	BCD + CVD
加算：特別相殺関税 (SP.CVD)	xxx	TV + BCD + CVD + SWS
加算：セーフガード税 (SGM)、反補助金税 (ASD)、アンチダンピング税 (ADD)	xxx	中央政府からの通知に基づく
加算：統合物品サービス税 (IGST)	xxx	TV + BCD + CVD + SWS + SP.CVD + SGM + ASD + ADD
加算：補償目的税 (CC)	xxx	TV + BCD + CVD + SWS + SP.CVD + SGM + ASD + ADD
合計金額	xxx	

### 計算例

#### (前提)

- 取引価格 (Transaction value) 10,000 の材料を輸入した場合
- 基本関税 (BCD) および社会福祉課徴金 (SWS) : 各 10%
- 統合物品サービス税 (IGST) : 12%

項目	課税標準額	税率	金額
基本関税 (BCD)	10,000	10%	1,000
加算：社会福祉課徴金 (SWS)	1,000	10%	100
加算：統合物品サービス税 (IGST)	11,100	12%	1,332
合計金額			2,432

## 物品の分類

6. 物品の「分類」は、以下の理由が必要である。
  - a. 課税される税率が物品の種類によって異なることから、適用される税率を決定するため。
  - b. 類 (Chapter) 、項 (Heading) 、号 (Sub-heading) を参照し、免税項目を調べるため。
  - c. 評価方法を選択するため。

### Harmonized System of Nomenclature (HSN)

7. インドの関税率は、「Harmonized System of Nomenclature : HSN」に基づいている。  
Harmonized System of Nomenclature (HSN) とは、独立した政府間組織である世界税関機構 (WCO) が開発、維持する、貿易品を分類するための名称と番号の国際標準化システムである、商品の名称および分類についての統一システム (Harmonized Commodity Description and Coding System : HS code) である。
8. 1975 年関税率法第 1 別表では、さまざまな関税物品の Harmonized System of Nomenclature (HSN) が規定されている。同法第 1 別表は 21 部 (Section) に分類され、さらに 98 類 (Chapter) で構成されている。

部 (Section)	特定の物品を代表する類 (Chapter) のグループ。
類 (Chapter)	各部 (Section) はさまざまな類 (Chapter) と下位の類 (Sub-chapter) に分けられる。(HSN の最初の 2 桁)
項 (Heading)	各類 (Chapter) と下位の類 (Sub-chapter) は、さらにさまざまな項 (Heading) に分けられる。(HSN の最初の 4 桁)
号 (Sub-heading)	各項 (Heading) は、さらにさまざまな号 (Sub-heading) に分けられる。(HSN の最初の 6 桁)
関税品目 (Tariff Item)	各号 (Sub-heading) は、さらにさまざまな関税品目 (Tariff Item) に分けられる。(HSN の全 8 桁)



**一般的な説明-1975年関税率法第1別表**

- A. 単一の「-」は、物品または物品群が「項（Heading）」の対象となる物品または物品群の下位分類であることを示している。
- B. 複数の「--」は、「-」が付いている直前の物品または物品群の下位分類であることを示している。
- C. いずれの項目においても、特惠関税率が記載されていない場合、関税率は標準税率とする。

**1975年関税率法の通則**

通則 1-分類に関する一般ルール	すべての物品は、項（Heading）の規定と関連する部（Section）または類（Chapter）の注の規定に従い分類する。通則 2～5 は、通則 1 が適用されない場合にのみ適用する。
通則 2 – 未完成または未組立の物品およびほかの材料または物質との混合物の分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 未完成の物品で、提示の際に完成品として重要な特性を有するものは完成品と同じ項（Heading）に分類する。また、完成した物品で提示の際に未組立であるものは完成品と同じ項（Heading）に分類する。</li> <li>b) 各項（Heading）の材料または物質には、当該材料または物質にほかを混合、結合した物品を含み、特定の材料または物質からなる物品には、一部が当該材料または物質から成る物品を含むものとする。</li> </ul>
通則 3-物品が二つ以上の「項（headings）」に属するとみられる場合の分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 製品が二つ以上の項（Heading）に属するとみられる場合、最も特殊な限定をして記載をしている項（Heading）に属するものとする。</li> <li>b) 複数の材料または異なる構成要素から作られた物品は、重要な特性を与えている材料または構成要素から成るものとして分類する。</li> <li>c) 上記(a)または(b)に基づき分類できない物品は、等しく考慮に値する項（Heading）のうち数字上の配列で最後の項（Heading）に分類する。</li> </ul>
通則 4-類似通則（Akin Rule）	上記の通則に従って分類することができない物品は、その物品が最も類似している物品の項（Heading）に分類する。
通則 5-包装材料および包装容器の分類	物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用されるものであれば、当該物品とともに分類される。ただし、その包

	装材料や包装容器が明らかに反復使用に適している場合は、この限りではない。
通則 6-号 (Sub-heading) における分類	号 (Sub-heading) における物品の分類は、上記の通則を準用して決定するものとし、同一の水準にある号のみを比較することができる。

## 評価方法

9. 1962 年関税法第 2 条 (41) は、物品に関する価額 (value) を同法第 14 条 (1) または (2) の規定に従って決定されたその価額 (value) と定義している。同法第 14 条は、輸出入物品の評価を規定している。
10. 関税は、輸出入取引に対して決定された価額 (value) に対して課税される。そのため、1962 年関税法における、評価の原則は非常に重要である。物品の評価が不適切であれば、訴訟に発展する。
11. 一般的に、関税は、政府に通知された関税額 (tariff values) に基づいて計算される。政府に通知された関税額 (tariff values) が存在しない場合、関税評価額 (customs value) (一般に「評価額 (Assessable Value)」と呼ばれる) は同法第 14 条 (1) に従って決定される「取引価格 (Transaction Value)」を意味する。
12. 輸入の場合の取引価格 (Transaction Value) とは、インドへの輸出を目的として販売され、輸入された時に引き渡しのために実際に支払われた、または支払われる物品の価格である (すなわち、CIF 価格を考慮する必要がある)。物品の買い手と売り手が関連当事者ではなく、また、価格が唯一の売買の対価である場合に取引価格 (Transaction Value) を利用する。
13. 輸出品の価格は、取引価格 (Transaction Value) とする。取引価格は、買い手と売り手が関連当事者である場合でも、その関係が価格に影響を及ぼしていない場合に限り、認められるものとする。取引価格が確認できない場合、2007 年関税評価規則 (輸出製品の価格評価) 第 4 ~ 6 を順次適用して価格を決定する。

### **Special Valuation Branch (SVB)**

14. SVB は、インドの税関当局の一部門であり、関連当事者間の輸入の際の物品の評価について調査する。インドの輸入業者と外国の供給業者との間に特別な関係があると、輸入の取引価格 (Transaction Value) に影響を与え、その結果、取引に課される関税に影響を与える可能性がある。SVB の役割は、当事者間の関係が輸入品のインボイス価額 (Invoice Value) に与える影響を調査することである。

15. SVB は、財務省中央物品税関税局（Central Board of Excise and Customs : CBEC）が適宜発行する通達に従って、関連当事者間取引の物品の評価を監視する。

16. 各 SVB は、副税関長（Deputy Commissioner of Customs）を長とし、1 名の査定官（Appraising Officer）とスタッフ（Ministerial Staff）が補佐する。

17. SVB の過程は以下のとおりである。

- a. 輸入者は、税関申告書（Bill of Entry : BOE）提出時に輸入の詳細を税関担当官（Customs Officer）に提出する。税関担当官（Customs Officer）は、SVB による調査の必要性を判断する。
- b. 税関担当官（Customs Officer）は 3 日以内に予備調査結果を税関長（Commissioner of Customs）に提出する。
- c. 税関長（Commissioner of Customs）は、SVB による調査を指示するか、SVB を通さずに調査を確定するか、を決定する。SVB による調査を指示された場合、調査に必要な追加情報を請求することができる。
- d. 詳細を確認後、SVB が調査を実施する。調査完了までの期限は 2 カ月である。延長が必要な場合、調査官（Officer）は税関長（Commissioner of Customs）に、その旨を伝えなければならない。
- e. SVB は、調査が完了した時点で、調査結果を税関長（Commissioner of Customs）に提出し承認を得る。
- f. 税関長（Commissioner of Customs）による承認後、SVB は仮評価（The Provisional Assessment）を確定するため、調査報告書を税関担当官（Customs Officer）に送付する。
- g. 報告書には、関連する事実、輸入者の提出物、調査結果、輸入者の申告した取引価格（Transaction Value）の受理または否認の根拠、輸入者と外国の供給者の関係が価格に及ぼす影響の程度が記載されていなければならない。
- h. 報告書の結果、取引価格（Transaction Value）が 2007 年関税評価規則（輸入製品の価格評価）第 3 に適合している場合、それに応じて仮評価（The Provisional Assessment）を確定しなければならない。
- i. ただし、販売状況等によって価格が影響を受けたと判断された場合は、輸入者に通達（Show Cause Notice）が送られ、裁定当局（Adjudicating Authority）が任命される。
- j. 裁定当局は、申告された取引価額の影響の程度を定量化する命令を下し、それに従って仮評価（The Provisional Assessment）を確定する。

## 調査・評価（Assessment）

18. 「Customs Assessment」とは、輸出入取引に関して政府機関により発行される調査（assessment）、再調査（reassessment）、修正報告書（adjustment statement）ま

たは罰則通知書（notice of penalty assessment）のことである。また、「Customs Assessment」は関税に関する適用法令に基づくその他の公文書をいい、関税価額の再評価、関税分類の再決定または特惠関税措置の適格性の再考慮を含む。

<p>自己評価 (Self-Assessment) -1962年関税法 17条</p>	<p>自己評価では、輸出入者が物品の詳細と適用される関税率を税関に申告する。税関は、自己評価に基づく申告書・関連書類を検証することができる。いずれの取引を検証するかは、リスク評価に基づく適切な選択基準により選択される。</p>
<p>暫定評価 (Provisional Assessment) -1962年関税法 18条</p>	<p>暫定評価（Provisional Assessment : PA）とは、関税賦課時に関連情報、文書が入手できないことにより、納付すべき関税の評価に難儀することを回避するために、1962年関税法第18条に基づき、輸出入者に与えられた便宜的な措置である。</p> <p>暫定評価は、以下のような場合に利用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 輸出入業者が、輸入品または輸出品に対する関税の評価に必要な書類または情報を提出できない、と担当官（proper officer）が判断した場合。</li> <li>b) 担当官（proper officer）が、輸入品または輸出品に係る関税の賦課のために検査等を行う必要があると判断した場合。</li> <li>c) 輸出入業者が、必要な書類をすべて提出し、関税評価のために十分な情報を提供したが、担当官（proper officer）が、物品の評価のためにさらなる調査が必要であると判断した場合。</li> </ul>
<p>再調査 (Re-Assessment)</p>	<p>自己評価が正しく行われていないことが担当官（proper officer）の検証などにより判明した場合、担当官（proper officer）は当該物品に課される関税を再調査することができる。再調査が行われた場合、担当官（proper officer）は再調査から15日以内に通知書（speaking order）を出さなければならない。</p>
<p>非対面型税務調査 (Faceless Assessment)</p>	<p>透明性を高め、人の介入を減らすために、間接税関税中央局（Central Board of Indirect Taxes &amp; Customs : CBIC）は、非対面型税務調査を導入した。以下は、運用上の利点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 短期化</li> <li>b) コスト削減</li> <li>c) 透明性</li> <li>d) ビジネスのし易さ</li> <li>e) 専門性の高い通関業務</li> <li>f) 明確な説明</li> </ul>

非対面型税務調査は、税関自動化システムにおける主要な税関改革である。本調査方法では、輸入港ではない税関支署に配置された審査官 (assessing officer) に、審査対象となる輸入申告書を割り当てる。これは、最新技術を活用することにより、審査プロセスを、実際に物品を輸入した港の税関と切り離すことが可能となる。

すべての非対面型調査グループ (Faceless Assessment Group's : FAGs) は、非対面型税務調査を 5 時間 (午後 8 時～午前 8 時を除く) で実施することを目指している。

非対面型税務調査の流れは以下のとおりである。

- ❖ システムに基づき税関が FAG へ BOE を割り当てる。
- ❖ FAG が BOE を調査する。
- ❖ FAG がオンラインポータルで必要な追加情報を求め、輸入者が回答する。
- ❖ 提出された資料に基づき、FAG は BOE を承認または再調査する。
- ❖ FAG が BOE を再調査し、輸入業者がその再調査に異議を唱えた場合、FAG は通知書 (speaking order) を発行する。
- ❖ 自己評価の受理または BOE の再調査の際に、FAG は、輸入港の担当官 (shed officers) へ 2 次検査 (2nd check examination) の指示を与えることができる。
- ❖ 書類の信頼性に疑義があり、外部機関による検証が必要な場合は、輸入港の担当官 (shed officers) に連絡し、必要な措置をとるものとする。

## 監査 (Audit)

19. 関税における監査は、2018 年関税監査規制 (Customs Audit Regulations, 2018) に規定されている。監査は、同規制 2(b)で以下のように定義されている。

「監査には、申告、記録、記載、文書、輸出入ライセンス、認可、証憑、証明書、許可など、また会計帳簿、分析報告書、その他輸入品、輸出品または課税品に関する文書の調査または検証が含まれる。さらに、サンプルや物品が入手可能であり、サンプルの確認が必要である場合は、サンプルや物品の精査が含まれる。」

20. 2018 年関税監査規制 (Customs Audit Regulations, 2018) に基づく監査手続きの主な特徴は、以下のとおりである。

- a. 監査案件の選定は、主としてリスク評価に基づく適切な選択基準によるものとする（同規制第4）。
- b. 担当官（Proper Officer）は事務所、または、特定の場合に被監査者の敷地内で監査を実施することができる（同規制第5(1)）。
- c. 被監査者は、本監査を実施するための記録を5年間保存しなければならない（同規制第3）。
- d. 担当官（Proper Officer）は、被監査者の敷地内で監査を実施する場合、予定されている訪問の15日前に被監査者に通知する（同規制第5(3)）。
- e. 担当官（Proper Officer）は、被監査者の敷地内で監査を実施する場合、監査開始の日から30日以内（税関長（Commissioner of Customs）による30日間の延長が可能）に完了するものとする（同規制第5(8)）。
- f. 調査結果に基づき、被監査者は、関税、利息、罰金を自主的に納付する（同規制第5(6)）。
- g. 会計士やIT専門家などによる支援は、税関総長（Principal Commissioner of Customs）または税関長（Commissioner of Customs）の許可を得て実施することができる（同規制第6）。
- h. 本規制に違反した場合、5万ルピーの罰金が科される（同規制第7）。

## 事前裁定（Advance Ruling）

22. 1962年関税法第VB章第28E条(b)によると、「事前裁定」とは、同法第28H条に基づき物品の輸出入に係る関税に関する法律上の問題または事実認定を税務当局が決定することを意味する。
23. 事前裁定を申請する際の主な要件は以下のとおりである。
- a. 有効な輸出入業者コード（Importer-Exporter Code : IEC）を保有する輸入業者または輸出業者。
  - b. インドに物品を輸出している者。
  - c. 当局が納得する正当な理由があること。
24. 同法28H条(2)に従い、以下の事項について事前裁定を申請することができる。
- a. 1975年関税率法（Customs Tariff Act, 1975（51 of 1975））に基づく物品の分類
  - b. 1962年関税法第25条(1)に基づき発行された関税率に関する通知の適用性
  - c. 1962年関税法に基づき物品の価格の決定のために採用される原則
  - d. 1975年関税率法などに基づく関税に関して発行された通知（notifications）の適用性
  - e. 1975年関税率法（Customs Tariff Act, 1975（51 of 1975））に基づく物品の原産地の決定に関する規則およびこれに関連する事項
25. 事前裁定により、インドへの輸入時、インドからの輸出時の関税負担について確認することができる。
26. 事前裁定に関する手続きは以下のとおりである。

- a. 申請者は、Customs Authority for Advance Rulings (CAAR) に事前裁定を申請することができる。
- b. 申請書を受領した場合、CAAR は、その写しを税関長 (Commissioner of Customs) に転送する。
- c. CAAR は、申請書等を審査した後、order により、申請を許可または却下する。
- d. CAAR は、申請書を受け取ってから 3 カ月以内に事前裁定を行う。
- e. 事前裁定後、正式に署名された写しを申請者および税関長 (Commissioner of Customs) に送付する。

27. 発行された事前裁定は 3 年間、または事前裁定が発行された根拠となる法律または事実に変更が生じるまで、いずれか早い方までの期間、有効である。

## 関税法における制度

### 民間保税倉庫

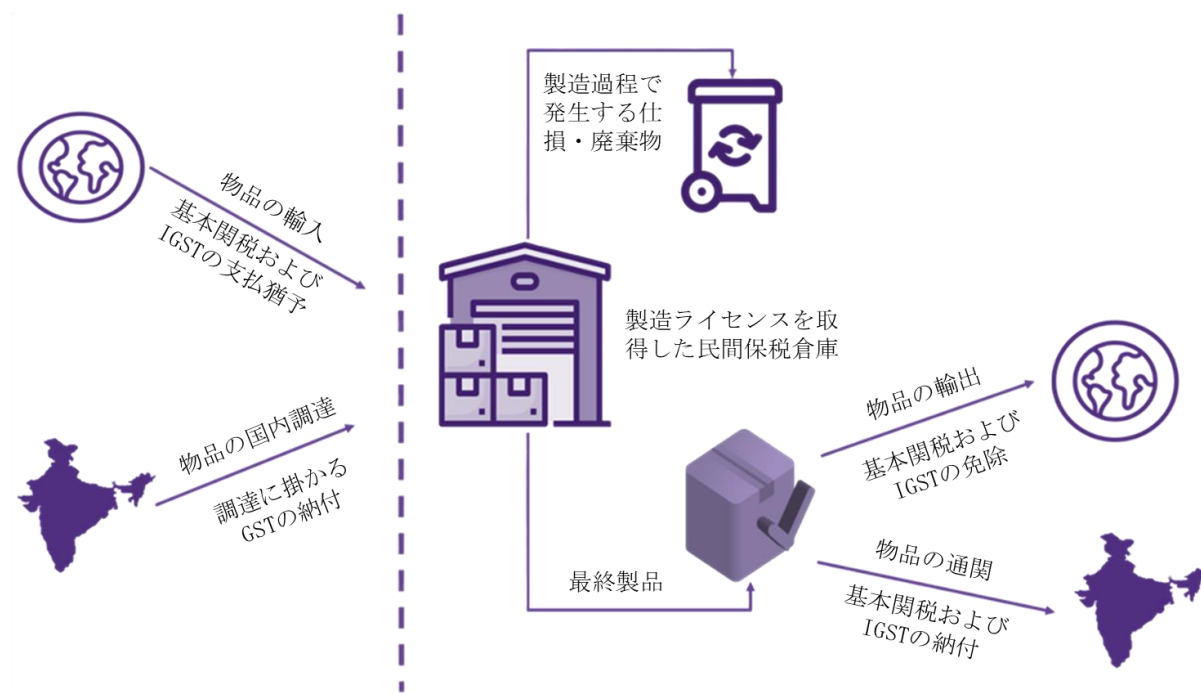
28. 民間保税倉庫は、税関の管理下において、資本財を含む輸入物品を関税 (BCD、IGST およびその他適用される Cess) を支払うことなく保管することができる場所である。関税は、倉庫から国内消費のために物品を通関する際にのみ支払う必要がある。なお、支払いは輸入申告書と共に ICEGATE を通じて電子決済にて支払われる。

29. 保税倉庫に関する規定は、1962 年関税法第 IX 章に定められている。当該規定とは別に、2019 年倉庫における製造およびその他事業に関する規制 (Manufacture and Other Operations in Warehouse Regulations, 2019 (MOOWR 2019))、2016 年倉庫 (物品の保管および取り扱い) 規制 (Warehouse (Custody and Handling of Goods) Regulations, 2016)、2016 年倉庫物品 (撤去) 規制 (Warehoused Goods (Removal) Regulations, 2016) が定められている。

適格者	不適格者
インド市民、または有効な法律の下で設立または登録された事業体。	申請者が、裁判所または審判所から支払不能または破産を宣告された場合。
税関総長 (Principal Commissioner of Customs) または税関長 (Commissioner of Customs) が指定する条件を遵守する旨の誓約書を提出すること。	申請者が、有効な法律の下で有罪判決を受けたことがある場合。
倉庫に保管される予定の課税物品に対する最大関税額に相当する金額について、指定銀行から支払能力証明書を提出すること。	申請者が、1962 年関税法、1944 年中央物品税法 (the Central Excise Act 1944 (1 of 1944))、1994 年財政法第 5 章 (Chapter V of the Finance Act 1994 (32 of 1994))、ま

	たは物品サービス税法（Goods and Service Tax Acts）に基づく違反で罰せられたことがある場合。
	申請者が、心神喪失状態にあり、管轄裁判所によって宣告されている場合。

### 2019年倉庫における製造およびその他事業に関する規制（MOOWR 2019）



30. 1962年関税法第65条により物品（投入品、資本財ともに）の輸入時に関税の支払いが無利息で猶予される制度である。投資基準や輸出義務はない。当該制度に基づく物品を輸出する場合は、関税の支払いは免除される。輸入関税は、当該制度のもと製造された物品または輸入された物品が国内市場で販売された場合にのみ支払う必要がある。なお、支払いはICEGATEを通じて電子決済にて支払われる。

31. この制度は、「Make in India」に弾みをつけることを意図して刷新された。そのため、この制度の特徴は、製造業者にとってビジネスを行いやすくなることに重点が置かれている。

32. 以下の者が、保税倉庫での製造等について申請可能である。

- a. 2016年民間倉庫許可規制（Private Warehouse Licensing Regulations, 2016）に基づき、1962年関税法第58条の保税倉庫の免許を受けた者。
- b. また、同法第58条に基づく保税倉庫の免許と、同法第65条に基づく倉庫での製造等の許可を合わせて申請することも可能である。



- c. インド国民であること、またはインドで設立もしくは登録された事業体であること。

### 関税払い戻しスキーム (Duty Drawback Scheme : DBK)

33. 関税払い戻しスキーム (DBK) は、1962 年関税法第 75 条に基づき、製品の原材料や部品など投入品に課された関税が完成品の輸出者に払い戻される制度であり、輸出者が利用できる。

34. 払い戻し率は下記 3 種類である。

- a. 産業別料率 (All Industry Rate) -産業別料率は、各年度、通知された製品について政府により公表される。また、特定の製品には払い戻し上限が設定されている。
- b. ブランド率 (Brand Rate) -輸出品に産業別料率が通知されていない場合に適用される。ブランド率による払い戻しを希望する輸出者は、管轄の長官 (Jurisdictional Commissioner) にブランド率による払い戻しの適用を申請する必要がある。
- c. 特別ブランド率 (Special Brand Rate) -産業別料率に従って決定された払い戻し率が低い場合 (すなわち、通知された率が実際に支払われた関税の 5 分の 4 未満である場合など) に適用される。

35. DBK 申請の提出期限は、輸出許可日から 3 カ月である。しかし、税関次長 (Assistant Commissioner) や副税関長 (Deputy Commissioner of Customs) はこの期限をさらに 3 カ月間、税関長 (Commissioner of Customs) や税関総長 (Principal Commissioner of Customs) はさらに 9 カ月間、この期限を延長することができる。

36. 払い戻しを申請するための主な条件は以下のとおりである。

- a. 払い戻しを請求する物品は輸入品であり、その物品に対して実際に関税が支払われている必要がある。
- b. 輸入品がインド国外に輸出されること。
- c. 払い戻しは、輸出される物品の一般的な市場価格または価値を超えてはならない。